

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月4日

Sponsor: Argentina, Chile, Costa Rica, Ethiopia, Kuwait, Lybia, Niger, Norway, Panama, Philippines, South Sudan, Switzerland, Turkey, Turkmenistan, Venezuela

第80回国連総会第一委員会は、

国連地域間犯罪司法裁判所 (UNICRI) を想起し、

国連事務総長並びに各国のAIに関する議論を是認し、

引き続きAIに関する国際的な会議を促進する必要があることを強調し、

各国においてそれぞれの文化やAIの導入及び法整備等の状況が違うことを認識し、

AIに関する国際的な理念や基準の作成を重要視し、

全ての生成AIに関してそれはIHRLや世界人権宣言等、既存の国際人道法に基づいて開発運用されるべきであることを強調し、

各国や地域により文化や価値観が違うことが現状のAIの開発及び運用において十分に配慮されていないことを認識し、

AIは人類に対して様々な利益をもたらす可能性があると同時に軍事への転用は人間の尊厳を侵害する機能を有することを認識し、

人間の判断が最終的に介入しないものを完全自律型殺傷兵器 (LAWS) として認識し、

完全自律型殺傷兵器 (LAWS) の定義を早急に決定することで国際社会での議論がより意味あるものとなることを強調し、

全ての武力行使において「意味ある人間の関与」そして人間による最終的な判断があるべきであることを認識し、

AIによる誤作動が起きた場合の責任主体を決定することの必要性を認識し、

1. 各国に対し、AI生成物に関してそれがAIにより生成されたことを示す識別マークを導入することを要請する；
2. 各国に対し、自国内のAIを運用する主体に対してそのアルゴリズムの透明化を図るよう求めることを要請する；
3. 各国に対し、AIに関する誤情報等が確認された場合にそのことを報告できる窓口を設置するよう要請する；
4. 各国に対し、上記主文において設置された窓口で報告されたAIの誤作動に関して、その対応及び対策を講じる努力をするよう要請する；

5. 各国に対し、生成AIに関して国際条約を将来的に策定することを要請する；
6. 各国に対し、LAWSの定義を「人間の介入なしに、環境的条件に基づいて標的の識別と攻撃という重大機能を遂行し人を殺傷し得る軍事目的で製造された兵器」と決定することを要請する；
7. 各国に対し、LAWSの研究開発を国内において行わないよう要請する；
8. 各国に対し、LAWSの一切の保持及び使用をしないよう強く要請する；
9. 各国に対し、非軍事目的のAIによる誤作動が発生した場合の責任主体に関して国内法を整備することを要請する；
10. 各国に対し、AIによる誤作動が越境的に発生した場合にUNICRIに対してその問題の解決を求めるよう要請する；
11. UNICRIに対し、AIの誤作動に関して制裁を議論する場合には、各AIに関する議論を行う機関から人の派遣を求めることを要請する。